



広報かわぐち

No.37
7月号

発行人 川口町公民館長 清保科
編集人 桜井兵治

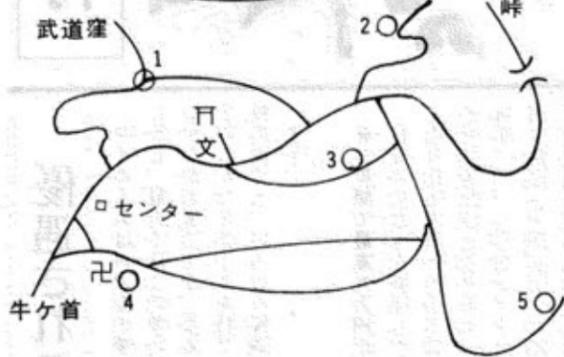
郷土の古跡めぐり

木沢地区



1 塚峠

2. 愛宕さま



3. おかねさま



4. 円柳寺境内の地藏様



5. 二十三夜塔

第二回ソフトボール大会

西川口地区館

西川口地区館(山田英夫館長)では昨年好評であったソフトボール大会を六月二十日、川口中学校グラウンドにて行ないました。百名を超える参加者を得て熱戦がくりひろげられ、岩出原チームが二年連続優勝を遂げました。炎天下、四つのコートで同時に試合が行なわれ早朝から四時まで行なわれたものです。ソフトボールは誰にもできる手軽なスポーツです。今後は女性も混えてソフトな試合を楽



しみたいものです。

日料定

金三、五〇〇円也
女八分
但し 昭和五十一年度
大字相川

住民会申合せ事項(昭和五十一年三月十四日)
一、普請の牛腸・見舞は近親縁故者以外、住宅の新築の場合に限りおこなう。
一、疾病傷害などの見舞は近親縁故者以外は金品の贈答を遠慮する。
一、牛腸・見舞などに対する内祝など返礼としての物品の贈答は一切しない。
一、葬儀の際の野菜等の持参は近親縁故者以外は遠慮する。

生活改善をすすめるよう

相川地区では、生活改善への第一歩として、ユニークな「村きめ」をつくって、生活改善を実施しています。相川地区も広範囲であるため一律に額を定めても、困難があるため次のような住民会の申し合わせ事項ができました。

生活改善はいくら努力しても、それを一人が破ることによって、全てが崩れることがよくあるものです。互いに「きめ」を守ってゆきましょう。

陸にノ海にノ空ノ

防衛庁では陸海空自衛官の募集を行なっております。
(応募資格)
18才~25才未満の日本国籍を有する者。

(待遇)
国家公務員(特別職)

俸給の他、衣食住無料です。
賞与年三回で五、二カ月分支給算給年二回。

(技術取得)

約七十種の技術教育により、多くの国家免許がとれます。
(受付入隊)

常時受付毎月入隊です。
詳しくは総務課にお問い合わせください。

大学卒警察官募集

一、申込み受付期間

七月一日~三十一日

二、申し込み先

小千谷警察署、派出所、駐在所

三、受験資格

(一)年齢

昭和二十四年四月二日~昭和三十年四月一日までに生れた男子

四、採用予定日、人員

昭和五十二年四月一日

本県警察官 約二十五人

詳しくは小千谷警察署受験係

にお問い合わせください。

福祉センター 図書室

ご利用ください

町公民館では図書室の本を逐次増加させています。日本文学全集をはじめ子供用図書など大いにご利用ください。

又、室内は狭いですが読書などにご利用ください。貸出しも行ないますので係にお申しつけください。貸出し・利用については図書室に明記してありますので、みなで守ってください。

図書寄贈を

お願いします

お宅でもう使わなくなった図書



あるいは不用の図書などありませんらご寄贈ください。公民館では寄贈いただいた本に寄贈者の氏名を入れて書棚に並べさせていただきます。みんなの図書館として育ててゆきましょう。

川口中学校竣工式を挙行



七月二日午前十一時、統合川口中学校において川口中学校校舎、屋内体育館の竣工式が行なわれ、当日は、建設に関係した方々、多数の来賓、生徒、教職員が参加して川口中学校の竣工を祝いました。設計、建築に携わった方々、土地の提供に当られた方々に感謝状が渡され、その労をねぎらいました。

なお、この竣工にあたっては四十七年一月に学校統合調査特別委員会が議決に設置され、この年の十月敷地造成の準備、四十九年一月に建設計画が議決で承認され、三月には統合が議決されました。体育館は五十年六月に着工し、五十二年四月に校舎が完成、五月に体育館の完成を見たものです。建設工事のあらましは左記のとおりです。

建設工事のあらまし

1. 設計監理
北魚沼郡小出町中央街70の2
星野設計事務所
2. 校舎
起工 昭和49年7月17日
竣工 昭和51年4月2日
施工 小千谷市大字浦柄
小杉土建工業株式会社
3. 屋内運動場
起工 昭和50年6月6日
竣工 昭和51年5月28日
小千谷市大字浦柄
小杉土建工業株式会社

施設のあらまし

1. 校地面積 32,587㎡
(うちグラウンド 20,347㎡)
 2. 建物面積 3,893㎡
 3. 屋内運動場面積 1,711㎡
4. 事業費 590,145,000円
- 用地買収費 39,494,000円
 - 校舎建築費 350,300,000円
 - 一般校具備品費 15,177,000円
 - 屋内運動場建築費 142,500,000円
 - 体育器具備品費 3,872,000円
 - 整地環境整備費 22,672,000円
 - 設計監理費 16,130,000円



私たちの生活と税金について

〈シリーズ〉

税金は、私たちの日常生活に密接な関係をもっています。みなさんのお父さんからもう給料には所得税や住民税、家には固定資産税、砂糖には砂糖消費税、お酒には酒税、自動車には自動車税、テレビや冷蔵庫には物品税、電気やガスには電気税、ガス税、日常生活に密接な関係のあるものには、すべて税金がかかっているといつてもいいかもしれません。このようにわたしたちのくらしと税金は、どうも切離せぬ関係にあります。この税金についてみなさんといっしょに考え、その必要性についてなお一層ご理解をいただくためにシリーズでおとこけしたいと思っております。

その一

税金はなぜ必要か
税金は何のために必要なのでしよう。みなさんもよくご承知のとおり国や県や町は、わたしたちひとりひとりではとうていできない社会全体の仕事をこなして、その費用の大きな割合を税金でまかなっています。

国や県や町は、わたしたちの社会を維持し、豊かにし、発展させるために、道路をつくったり、学校をつくったり、社会福祉の増進を行ったりして活動しており、その活動には多額の費用がかかります。その費用はわたしたちが負担しなければなりません。いかにいえば、わたしたちが豊かに住みよい社会をつくるために、能力に応じて負担しなければならぬ社会共通の経費が、税金といえます。

そこで、憲法では「納税の義務」

を、もつとも基本的な義務の一つとして定めています。国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。(憲法第三十条)

(2) 税金のはたらき

このように、税金は、国や地方公共団体の経費の大きな部分をまかなっており、わたしたちの社会を維持し、発展させていくためにたいへん重要なはたらきをしています。このほかにもいくつかがはたらきがあり、税金のしくみはこれらをあわせて組み立てられています。

景気の調整のはたらき
経済が不況になった場合には、国や地方公共団体は、減税をしたり、財政支出を多くして道路や住宅などの建設事業を促進し、景気の回復を図ります。これとは反対

に、景気の上昇がはげしすぎる場合には、増税をしたり、財政支出を少なくして、景気の抑制を図ります。また景気がよくて所得が多くなればたくさん税金がかかります。不況で所得が少なければ税金も少なくなるので、工場を拡張したり、高い品物を買ったりする支出を調整して、景気を安定させるはたらきがあります。

イ 産業の振興や奨励のはたらき
工場の設備の近代化や新しい技術の開発、公害の少ない自動車の普及などを奨励するために税金を安くしたり、国内の産業を保護するために輸入品に税金をかけたります。経済を発展させたり、わたしたちの生活を向上させたりします。

ウ、所得の再配分のはたらき
県民税や市町村民税、所得税などは、納税者によってできるだけ公平になるように所得の額が大きくなるほど高い率の税金を納めるしくみになっており、これを累進課税制度といえます。一方、国や地方公共団体は、収入が少なくして生活に困っている人たちに對しては、生活費などの援助を行なっています。このように、税金はそのしくみと国や地方公共団体の仕事を通しての両方の面から、国民の所得水準が少しでも均等になるように、所得再配分の役割をはたしているといえます。(税務課)

優遇されるマイホーム建築

マイホームはみんなの夢です。しかし、最近ではこの夢の実現もなかなか大変ですが、なるべく多くの人がマイホームを持てるよう税の面でも、いろいろ優遇されています。

★三年間で最高九万円が軽減
自分の住む家を新築したり、建て売り住宅を買ったときは所得税がその家に住んだ年から三年間、毎年、三平方メートル当たり千円(最高三万円)ただし、昭和四十八年以前新築のものは、万円一軽減されます。この軽減を受けるには次の条件に当てはまる必要があります。

- ①昭和四十七年一月一日から昭和五十二年十二月三十一日までに新築したり新築住宅を買った場合、
- ②新築工事の終わった日又は買った日から六カ月以内に入居し、引き続いて住んだ場合、
- ③床面積が百六十五平方メートル(昭和四十八年以前新築のものは百二十平方メートル)以下の場合、

★一年以内に登記を
土地や住宅などの不動産を手に入れると登記をしますが、このときに登録免許税がかかります。

この登録免許税は、住宅を売買し名義を売主から買主に移す場合(所有権移転登記)に「不動産価値」の五、〇パーセント、新築した人が初めて登記する場合(所有権保存登記)に〇・六パーセント税金がかかります。

しかし、次の条件に当てはまるときは、どちらも税率は〇・六パーセントに軽減されます。

- ①昭和五十二年三月三十一日までに新築した場合、
- ②床面積が百六十五平方メートル以下の場合、
- ③新築後、一年以内に登記をする場合、
- ④もっぱら自分の住宅として使う場合、

身近かにいる
国税モニターのご利用を
税金について悩んだり、いろいろな意見をお持ちの方も多いかと思えます。そこで、税についての意見や要望をお聞きして、更に改善するために、税務署では国税モニターを委嘱しています。国税モニターは

(陶石新石油代表取締役)
小出町 小幡正雄氏
(小幡電気工業代表取締役)
大和町 関 祐一郎氏
(酒食料品販売業)
(文責 小千谷税務署)

統制小作料の改正について お知らせ

昭和四十五年に改正された農地法で統制小作料が廃止されましたが、一挙に全面廃止することは、小作者に急激な変化を与えるため、四十五年十月一日時点で貸借権が設定されている小作料については、五十五年九月三十日までの十年間旧法の適用を受けることになっており、今回この統制小作料が別表のとおり改正されることになりました。

今回の引き上げ幅については、四十二年の統制小作料の算定方式

にもとづき、四十九年産米の生産費を用いて計算いたしますと、十アール当りの農用地純収益は五、六〇〇円となり、これを現行の小作料と比較いたしますと、二倍に相当します。このため、二〇パーセント引き上げられた訳であります。なお、四十五年以降の標準小作料については農業委員会が定めることになっており、現在の標準小作料は別表のとおりであります。(詳細については農業委員会に問い合せて下さい。)

田の部	10アール当りの額	畑の部	10アール当りの額
農地等級1	6,826円	1級	2,604円
2	6,533円	2	2,488円
3	6,245円	3	2,368円
4	5,952円	4	2,250円
5	5,664円	5	2,134円
6	5,371円	6	2,016円
7	5,083円	7	1,896円
8	4,790円	8	1,780円
9	4,502円	9	1,662円
10	4,210円	10	1,542円
11	3,922円	11	1,426円
12	3,629円	12	1,308円
13	3,341円	13	1,188円
14	3,048円	14	1,072円
15	2,760円	15	954円

田の部	10a 当りの額
農地等級1	27,000
2	20,000
3	15,000